

令和2年度
五反田バレー魅力発信事業

募 集 要 項

令和2年4月

品川区



わ!しながわ

「五反田バレー魅力発信事業」

品川区の五反田・大崎地域はアメリカのシリコンバレーにならって「五反田バレー」と言われ、IT企業やベンチャー企業、スタートアップ企業等の一大集積地になっています。

そこで、品川区では、五反田バレーのブランディングおよび五反田バレーの地域全体の活性化に寄与することを目的として、五反田バレーにおける創業機運を高めるための事業や五反田バレーに集積するIT企業、ベンチャー企業、スタートアップ企業等のネットワークづくりに寄与する事業、五反田バレーのブランディングに寄与する事業等を広く募集します。

品川区では、以上のような取り組みを支援することで、「五反田バレー」の魅力発信を図り、ひいては、品川区の産業の活性化につながることを期待するものです。

1. 助成対象者

法人格のある団体（事業者・NPO法人等）、任意団体

ただし、次の要件のすべてを満たすものとします。なお、所在地は問いません。

※運営に関する規則（定款、規約、会則等）が定められており、なおかつ、会計処理を適正に行っており、内容を提示できること。

※事業税および特別区民税または市町村民税（法人にあっては法人住民税または法人道府県民税）を滞納していないこと。

※任意団体については、十分な活動実績が確認できること。

※宗教活動または政治活動を目的としていないこと。

※特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。

※品川区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者ではないこと。

2. 助成対象事業

助成対象となる事業は、次の全てを満たす事業とします。

(1) 下記のいずれかのテーマに該当する事業であること。

①五反田バレーにおける創業機運を高めるための事業

②五反田バレーに集積するIT企業、ベンチャー企業、スタートアップ企業同士や当該企業と五反田バレー地域の商店街、大学、地域住民等とのネットワークづくりに寄与する事業

③五反田バレーのブランディングに寄与する事業

※上記①～③いずれも五反田バレー地域のIT企業、ベンチャー企業、スタートアップ企業と関連性がある事業を対象とします。

(2) 新たに実施する事業、または新たな展開を図る既存事業

(3) 交付決定後から令和3年2月28日までに完了する事業

※審査結果の通知は申請から1か月程度を予定しています

(4) 申請者の責任で、企画、事前準備、実施・運営ができる事業

※申請者以外にすべてを委託した場合は助成対象外となります。

(いわゆる丸投げ事業は禁止とします)

※ただし、上記の条件を満たす事業であっても、次に掲げる事業は対象外とします。

- ① 同様の趣旨、目的で他の制度による助成金等の交付を受ける（または申請中の）事業
- ② 公序良俗に反する事業
- ③ 政治活動、宗教活動を目的とする事業
- ④ 法令に違反している事業
- ⑤ その他区長が適当でないと認める事業

※新型コロナウイルスの感染拡大防止に係るイベント実施の可否については採択者で判断下さい。

※中止・延期になった場合の経費の保証や補填等は原則としてありません。

3. 助成金

(1) 助成金は、予算の範囲内で、**助成対象経費（税込）の2分の1以内**となります。

ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額の合計となります。

(2) 助成限度額：100万円（**先着順、採択予定件数5件**）

(3) 助成対象経費は、助成事業の実施に必要な経費のうち、次の表に定める経費を対象とします。なお、支払ったことを明確に証明できる書類（領収書等）の提出が必要です。

【助成対象経費】

| 対象項目 | 説明 | 具体例 |
|--------------|--------------|--|
| 報償費 | 謝礼 | 出演者・専門家等への謝礼・出演料 (助成事業者の構成員に対するものを除く) |
| 需用費 | 消耗品費 印刷費 | 事業の実施にかかわる文具、用紙代等の消耗品購入費 (1件2万円以内)、チラシ、ポスター等の印刷代、 PR ツール作成、資料等製本代等 |
| 役務費 | 通信費 保険料 | 事業の実施に関わる郵送料、通信運搬費、保険料、 広告料、放送料、撮影費、システム構築費等 |
| 使用料及び 賃借料 | 使用料 借り上げ料 | 事業の実施にかかわる会場使用料、機材等の使用料、 車両、機材等の借り上げ料 |
| 委託料 | 委託経費 | 会場設営の委託費用、メディア等情報発信ツール等の 製作・デザイン等の委託費用 |
| その他の 経費 | 人件費等 | 事業の実施にかかわるスタッフの賃金 (構成員に対する人件費は除く) その他区長が認めるもの |

*各区分に掲げる細区分の事項は例示です。

(4) 助成対象経費は令和2年度中の支出に限り、次に掲げる経費は対象としません。

- ① 「助成金」交付決定日前に支出した経費
- ② 「助成事業者」の事務所等の維持経費、構成員の人件費や謝礼等の経常的経費
- ③ 1件2万円以上の備品購入費、財産取得等
- ④ 本事業以外で活用可能な汎用性の高い物品・備品等

- ⑤ 携帯機器（携帯電話、スマートフォン等）や各種カード等（クレジットカード、ＩＣカード、プリペイドカード等）電子決済で支払われた経費
- ⑥ 構成員等の会議、交流等での飲食費、土産等購入費、その他食糧費全般
- ⑦ 店舗等が発行するポイントで購入した経費
- ⑧ 事業に参加する出演者・専門家等、活動スタッフ等の交通費および軽度な機材運搬費
- ⑨ 謝礼等の支払いの際に生じた源泉徴収税
- ⑩ 領収書等に支出内訳が記載されていない等、当該事業の支出と明らかにできない経費
- ⑪ 金額の正当性が確認できないもの
- ⑫ 上記【助成対象経費】に定める項目のうち、助成することが適当と認められない経費
- ⑬ 会費や協賛金などにより収益が発生した場合は助成対象経費から差し引きます

4. 助成金以外の支援

採択された魅力発信事業は、助成金以外に、次の支援が受けられます。

- (1) 事業で作成するポスター、チラシ、看板等に「五反田バレー魅力発信事業」の表記ができます。
- (2) 区ホームページ、ツイッターなど、区の広報媒体を使った事業広報等のPR支援を行います。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、上記支援が提供できない場合があります。

5. 事業の対象期間

助成金交付決定日～令和3年2月28日

6. 申請手続き

- (1) 申請書類

申請期限内に次の①～⑥の書類を提出してください。

- ①五反田バレー魅力発信事業助成金交付申請書（第1号様式）
- ②事業実施計画書（第1号様式 別紙1）
- ③事業収支予算書（第1号様式 別紙2）
- ④申請者概要書（第1号様式 別紙3）

(概要書の添付資料)

- 事業者、NPO法人、団体等：設立趣意書、定款、会則等
- 納税証明書（事業税、住民税）
- 役員（会員）名簿
- 申請者の直近1か年の決算報告書その他財務状況がわかる資料
- ⑤その他申請者の概要が分かる資料（会社概要、パンフレットなど）
- ⑥見積書の写し（様式任意）…経費積算の内容・項目が分かる見積書
- 1件あたり100万円以上（税込）の発注を予定している場合は、必ず、2社以上の見積書を取得し、申請書に添付してください。

なお、①～④の申請書の様式は、品川区ホームページ（中小企業支援サイト）からダウンロードできます。

中小企業支援サイト：<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>

- 提出いただいた申請書は、お返しできません。
- 申請書に記載の内容に不明な点等がある場合は、確認させていただくことがあります。
- 必要に応じて追加資料を提出していただくことがあります。
- 事業に関わる諸手続きは、申請者においてご確認ください。
- 申請書類は、審査・選考のためにのみ利用し、その他の目的に使用することはありません。

(2) 申請期限および申請方法

| | |
|------|--|
| 申請期限 | 令和2年12月25日（金）午後5時まで（必着） |
| 申請方法 | 申請書に記載のうえ、郵送でご申請ください。 |
| 申請先 | 141-0033 品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階 商業・ものづくり課産業活性化担当 電話03-5498-6351 |

7. 審査・選考の方法

(1) 申請された事業は、以下の審査基準に基づいて書類審査を行い、その結果をもとに助成対象事業決定します。なお、審査の内容についてのお問い合わせには応じられません。

- ①本事業の趣旨に沿った企画内容
- ②区内外へのPR効果が期待できる
- ③独創性や話題性に富んでいる
- ④計画性・実行性が適切であるか
- ⑤事業の継続性や発展性が期待できる
- ⑥事業の波及効果が期待できる など

(2) 採択・不採択の結果は郵送で通知します。なお、採択の決定にあたって、条件が付く場合があります（助成金額の減額等）。

※採択は1団体につき最大1件となります。

※同一の代表者や構成員等が複数の団体で活動している場合は、いずれかの1団体採択のみの採択となる場合があります。

8. 採択事業の公表

- ・採択事業の概要、事業者名、実施成果物などを区ホームページ等で公表します。
また、事業成果を示す各種記録物、報告書にも掲載する場合があります。

9. 採択事業の開始

- ・助成金交付決定の日をもって、事業の開始となります。
- ・事業の進捗状況を確認するために、適宜事業の進捗を報告いただきます。
また、必要な調査を行うことや、書類の提出を求める場合があります。
- ・事業完了後、事業の実施過程および結果が確認できる成果物や記録写真等を提出していただきますので、確実に保管してください。

- ・助成金の収支、領収書等の使途がわかる書類等は助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。
 - 次の場合は、「五反田バレー魅力発信事業変更（中止）申請書」（第4号様式）を提出していただきます。
 - ・事業の経費の配分または内容を変更しようとするとき（軽微なものは除く。）
 - ・事業を廃止しようとするとき。
- ※事業の根幹に関わるような大幅な変更の場合、認められない場合がありますので、ご注意ください。

10. 実績報告

事業が完了したときは、速やかに、実績報告書（第6号様式）および次の添付書類を提出していただきます。

- ・事業報告書（第6号様式 別紙1）
- ・事業収支決算書（第6号様式 別紙2）
- ・助成対象経費の支払いを証する書類の写し
- ・魅力発信事業の実施が確認できる記録物
- ・その他区長が必要と認める書類

11. 助成金額の確定と請求（交付）

- ・実績報告書に基づき、区で交付する助成金を確定し、助成金確定通知書により通知します。
- ・その後、請求書（第8号様式）を提出いただきます。

※助成金確定額は、助成対象経費の支出結果（支払書類等により確認）によっては、交付決定額より減額となる場合があります。

12. スケジュール概要

- 募 集 : 4月1日（水）～12月25日（金）午後5時
- 審 査 : 申請後随時実施

- 交 付 決 定 : 申請後 1 か月程度※

※時期は予定ですのでスケジュールに余裕を持ってご申請ください。

1 3. その他の注意事項

- ◆助成金の交付については、「五反田バレー魅力発信事業助成金交付要綱」および「品川区補助金等交付規則」の定めによります。
- ◆次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の一部または全部取り消すものとし、既に助成金の全部または一部が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還していただきます。
 - 上記要綱および規則ならびに法令等に違反したとき
 - 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
 - 助成金を魅力発信事業以外の用途に使用したとき
 - 魅力発信事業において、他の制度により重複して助成金等の交付を受けたとき
 - 魅力発信事業の申請内容と実施結果が著しく異なる時
 - その他区長が不相当と認めるとき
- ◆魅力発信事業の実施にあたって個人情報の取り扱いが発生する場合、助成事業者に対して、区の基準に合わせた個人情報の管理方法へ改善を求めることがあります。

1 4. 問い合わせ先

申請に関してご不明な点等は、お気軽にお問い合わせください。

なお、区役所までお越しの際は、事前にご連絡ください。

品川区地域振興部商業・ものづくり課産業活性化担当

住 所 : 〒141-0033 品川区西品川 1-28-3

電 話 : 03-5498-6351 (直通)

F A X : 03-5498-6338